

愛護活動中の保険について

公園愛護会の美化保全活動中に「園内の除草作業中に鎌で手を切ってしまった。」「落ち葉や散乱したごみの清掃及び収集などを行っていたら、ホウキ等で誤って駐車中の車を傷つけてしまった。」このような活動中のケガや事故に対し、公園愛護会ボランティア活動保険が適用されます。

① 加入手続きは

前年度提出をいただいた公園愛護会活動計画書の活動人数(予定)を基に公園愛護会参加者全員を対象に水戸市公園協会が保険に加入いたしますので、手続きの必要はありません。

② 保険料は

保険料は水戸市公園協会が負担していますので、保険料を支払う必要はありません。

③ 万が一事故が発生したら

水戸市公園協会（029-244-2895、平日午前8時30分から午後5時15分）までご連絡をお願いします。

連絡いただく主な項目は、（1）公園愛護団体名、連絡者の氏名、住所、連絡先（2）実施していた美化保全活動内容（3）事故が発生した日時、場所（4）事故の状況（写真等を添付）などです。

連絡は、事故が発生してからなるべく速やかにお願いいたします。（事故発生から10日を過ぎると、保険料が支払われない場合があるため。）

④ 保険の種類と補償内容

賠償責任保険（第3者に損害を与えた場合）

区分	身体賠償	財物賠償	保管物賠償
保険金額	1名 1,000万円 1事故 1,000万円	1事故 1,000万円	1事故 10万円 ※

※免責金額（自己負担額）3,000円を超える部分について支払われます。

傷害保険（活動している人がケガや死亡した場合）

区分	死亡	後遺傷害	入院・通院
保険金額	1名 200万円	1名 8万円～200万円 *後遺障害の程度に応じる	入院：3,000円/日 通院：2,000円/日

⑤ 対象とならない代表的な事例

- ・故意により発生した場合
- ・持病が悪化した場合
- ・地震、津波、台風などの天災で発生した場合
- ・熱中症で倒れた場合
- ・親睦やレクリエーション活動などで発生した場合
- ・自動車に起因する事故の場合
- ・公園までの往復途上に起きた事故の場合